

## 理 由 書

秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約を変更するに至った理由

秩父地域における水道事業経営は、人口の減少等に伴う給水収益の減少や職員の削減等により厳しさを増しており、また、老朽化した施設の更新や地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、様々な課題に直面しています。

そのため、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町は、「ちちぶ定住自立圏形成協定」の取組の一つとして、水道事業の運営の見直しについて検討を進めてきました。

その結果、1市4町の水道事業を統合することにより、料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、安定水源の確保、施設余剰能力の有効活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待できるという結論に至りました。

そこで、秩父圏域全体の水道事業の現状分析や評価、将来の事業環境の予測を行い、秩父圏域の水道事業として目指すべき方向性や目標の設定を行う秩父地域水道事業広域化基本構想及び基本計画を平成26年度に策定しました。

この基本構想及び基本計画に基づき、秩父広域市町村圏組合の構成団体は、秩父市、横瀬町、小鹿野町及び皆野・長瀬上下水道組合の水道事業を統合し、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務とすることで協議が調ったところです。

については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について申請するものです。